

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

2010
NPT
再検討会議

市民社会からの総括

(下)非人道性、その他の懸案

残念な「いつもの通りの日本」

2010年NPT再検討会議について、(上)では核兵器禁止条約をめぐる議論の総括を行った。今回の(下)では、非人道性の文書化とその他の懸案について述べる。再検討会議では、準備期間からの多くの懸案について進展が求められた。その中の3件について、会議はある種の時間枠を設定することに合意することができた。その中の1つが中東決議の履行であったことは大きな成果である。残念ながら、日本政府の政権交代による新味は会議にほとんど現れなかった。

非人道性の文書化

多くの読者は、核兵器を非人道性の文脈において捉えることは、当然のことのように考えるかもしれない。しかし、核不拡散条約(NPT)は非人道性を規範としてとりいれていない。核戦争の被害の甚大さの認識と核戦争の可能性の低減が必要という論理で条約はできている。1968年の核兵器保有国の現状を余儀なく容認することによって取り引きが行われた条約として、当然と言えば当然である。このことについては以前に詳しく論じた¹⁾ので、ここでは繰り返さない。

そのような中で、今回、第6条による核軍縮義務の履行に関する行動勧告(全会一致)において、NPT合意文書としては初めて、国際人道法の遵守の必要性が述べられた。1995年の再検討・延長会議の「原則と目的」文書にも、2000年合意文書にも無かったことである。

「行動勧告1A v 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。」

この重要な結果を生んだのはスイス政府の功績であったと言われている。スイスは、一般演説において、核抑止論を系統的に批判し、その文脈で「核兵器は基本的に非道徳的である」と述べ、「核兵器は国際人道法に照らして、その本性において非合法である」と主張した²⁾。また、「核兵器の非正統化」についての研究発表を5月10日にサイドイベントとして行った³⁾。このような準備の上になつて、スイスは主委員会 I において、核兵器禁止条約の必要性を訴えた⁴⁾。

日本政府は、スイスの人道法強調の問題提起に沈黙を

保ったと伝えられる。

3つの時間枠

「ビジネス・アズ・ユージュアル(マンネリ化したやり方)」は許されないという気運が、今回の会議に参加した多くの国にあった。その背景に「核兵器のない世界」へのビジョンの追い風があったことは前回に書いたとおりである。この気運の表れの一つが、合意が言いっぱなしにならないように時間枠を設けるという主張として現れた。ノルウェーは一般演説の中で、「1995年と2000年文書の弱点は、保有核兵器の破壊に時間枠を設けなかったからだ⁵⁾」と述べた。また、主委員会 I において時間枠を含む意欲的な議長報告の草案が出たとき(5月14日)、新アジェンダ連合がそれに応じて「第5節(行動勧告)に含まれているような時間枠に言及するこ

今号の内容

NPT再検討会議の総括—市民社会から
(下)非人道性、その他の懸案

[資料]核兵器は人道の名において禁止を
—国際赤十字総裁の演説

イラン制裁・安保理決議の問題点

[資料]中パ核協力に反対する国際書簡

[連載]いま語る—33

大石又七さん(ピキニ事件・第五福竜丸乗組員)

とを積極的に評価する」と述べた⁶。

時間枠を伴う最終文書草案は、核兵器国の介入で薄められたり削除されたりしたが、最終的に次の3事項で生き残った。

◆中東決議の履行

中東決議とは、1995年のNPT無期限延長の合意の時の条件として、米、英、口の3か国(NPTの寄託国)が提案して採択されたものである。その主要な実質内容は、「中東に核兵器及び他の大量破壊兵器のない地帯を設立する」「イスラエル(名指しはしていない)が非核兵器国としてNPTに加盟すること」などである。

繰り返し要求され、再確認されているが、この決議の履行には、15年間何の前進もなかった。謂わば、NPT体制の喉に刺さった棘とでもいうべき状態が続いたのである。現在はさらに、イランの核開発問題がこれに加わって問題はさらに複雑かつ重大になっている。

そんな中で、今回の再検討会議は、**行動勧告IV7**において、時間枠を定めた次の行動に合意することに成功した。

(a) 国連事務総長と米、英、口の4者が、中東諸国と協議しながら、2012年に、中東非核・非大量破壊兵器地帯設立のための会議を招集する。

(b) 上記4者は、中東諸国と協議しながらファシリテーター(調停人)を任命する。ファシリテーターは2012年会議の準備と、会議での合意事項のフォローをサポートする。2015年再検討会議及び準備委員会に経過を報告する。

(c) 上記4者は、中東諸国と協議しながら2012年会議の受け入れ国を任命する。

イスラエル抜きに同意されたこの行程が、順調に履行されるか否かは楽観できない。すでにイスラエルが最終文書を拒否したという報道がある⁷が、一方では最終文書の文言については、NPT開催中に米国がワシントンにいるイスラエル代表と緊密に協議しながら合意したという情報もある⁸。

◆消極的安全保証とカットオフ条約

時間枠の設定が合意された他の2つの課題は、NPT加盟非核兵器国に核攻撃や攻撃の威嚇を行わないとする「消極的安全保証」(**行動7**)と兵器用核分裂性物質の生産禁止を求める「カットオフ条約(FMCT)」(**行動15**)である。どちらもジュネーブ軍縮会議(CD)にまず行動を取ることを促した後に、その結果を踏まえて国連事務総長が2010年9月に高官会議を招集することに合意している。共通の文言を引用すると次のようになる。

「すべての加盟国は、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、…ジュネーブ軍縮会議(CD)が…即時に開始すべきであることに合意する。…再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう求める。」

2つのテーマはCDに初めて持ち込まれるのではない。どちらも、CDがその作業計画の中に含むべき主要課題として、すでに10年以上抱えてきたものである。そして、一度も実質協議を開始できずに時間を浪費してきた。今年のジュネーブ軍縮会議は9月24日に終了する予定であるが、同じような結果に終わる可能性が大きい。

もし、そのような状況で9月に国連事務総長が会議を招

集するときは、CDに依存しないプロセスを推進する強力なリーダーシップを発揮する国が必要とされるであろう。また、その時には、CDの存在意義に関わる議論も誘発されざるを得ないであろう。

その他の懸案

今回の再検討会議で達成、あるいは前進すべき課題として事前に掲げられていたものは多い。そのうちのいくつかの結果を要約しておく。

◆新型核兵器の禁止、あるいは核兵器の質的改良の禁止

この課題は、核兵器国の反対によって行動から外された。「核兵器の質的改善と開発の停止、高性能新型核兵器の開発の終結」と言う内容が最終文書草案には行動5として入っていたが消去され、行動番号が一つずつ繰り上がったという経過がある。その替わり**行動勧告Biv**に、この問題についての「非核兵器国が抱く正統な関心を認識する」という文言が残った。核兵器国のやる気のなさを示している。

◆非核国への核兵器配備の禁止

核兵器の非核国への国外配備は、現在NATOへの米国の核兵器配備が唯一の例である。NPTに違反するという法律論もあるこの状態を解消することが求められた。最終文書草案では「問題として取り組む」と明記されていたが、薄められて「非核国領土への配備」という文言が消されてしまった(**行動5b**)。

◆警戒態勢の緩和

核兵器が、冷戦後20年経ついまも警戒即発射(LOW)という高度な警戒態勢に置かれている状況を改善することが求められた。最終文書草案では「作戦態勢をさらに緩和することを考慮する」となっていたものが、緩和に対する「非核兵器国の正統な関心を考慮する」(**行動5e**)という、慇懃無礼?な文言に薄められた。

◆核兵器国の核兵器、核物質の報告と登録制度

「核兵器のない世界」に向かうためには、核兵器に関する登録制度が不可欠であろう。したがって最終文書草案は「核兵器国は、保有核兵器の量、構成、兵器用核物質の貯蔵量を定期的に報告すると約束する。できれば標準様式を定めて行う」となっていた。しかし、核兵器国は同意せず、最終文書では「自発的に提供するという目的をもって、可能な限り早期に報告の標準様式について合意するとともに、適切な報告間隔を決定するよう奨励される」(**行動21**)という文言に変えられた。つまり、義務ではなく自発的報告となり、報告間隔も不明確になった。

◆NPTの制度化、脱退の扱い

(上)においても少し触れたが、NPTは常設事務局をもたず、5年の一度の再検討会議とそれに先立つ3回の準備委員会とを国連軍縮局が中心に準備する以外に運営体制を持っていない。そこで、脱退その他の緊急事態に対応できるような執行体制をもつ制度への要求や具体的提案があった。しかし、全会一致の行動勧告には取り入れられなかった。

制度化については、議長責任の勧告として「再検討サイクルを支援する専任担当官を追加配置する」(**第VIII条関連111節**)ことが述べられた。また、脱退に関しては、「脱退する権利を有することを再確認」(**第X条関連118節**)するとともに、「脱退国が、国際法の下、脱退前に犯したNPTへの違反に対し引き続き責任を有することを多数の国が強調した」(**第X条関連119節**)と述べている。この背景には、脱退問題を差

中・パ核協力を「例外」にするな

国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置を受け入れていない国に対する核協力を禁じてきた核供給国グループ(以下、NSG)において、インドを例外扱いとすることを容認するガイドラインの改訂がなされたのは、2008年9月であった。今、その例外措置が、中国とパキスタンの核協力をまで拡大するおそれが出てきている。インド同様、NPT非加盟の事実上の核兵器国パキスタンに、中国が新たに2基の原発を売却しようとしているのである。

そこで、日本、米国など世界14か国の専門家やNGO代表46名が連名で、6月21日から25日までニュージーランドのクライストチャーチで開催されたNSG総会において、この問題を取り上げるよう求める国際書簡を、NSG参加各国の大使宛に送付した。以下、全訳を紹介する。署名者には、書簡をコーディネートしたダリル・G・キンボール軍備管理協会会長を初め、ジャヤンタ・ダナバラ元軍縮担当国連事務次長、フレッド・マクゴルドリック元米政府民生核輸出担当官、ヘンリー・スコルスキー元米国防総省核不拡散担当次官、フランク・フォン・ヒッペル・プリンストン大学教授らが含まれている。

原文と署名者一覧: www.armscontrol.org/pressroom/NSGComplianceLetter

【資料】NSGガイドラインと不拡散原理の遵守を

大使閣下

この間、中国政府が、パキスタンに更に2基の原発を売却する計画であるという確実な情報があります。私達は、貴政府がニュージーランドのクライストチャーチで来週開催される原子力供給国グループ会合でこの問題を取り上げ、このような取引がNSGガイドラインに反するものであることを明確にするように強く要請するものです。

原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインによれば、核兵器国として認められた5つの国-中国、フランス、ロシア、英国、そして、アメリカ合衆国-以外の国は、IAEAの包括的保障措置を受けない限り、NSG諸国からのほとんどの核取引を認められていません。

中国が2004年にNSGに加盟した際、中国は既にパキスタンのチャシマに原発を建設していました。当時、中国は、パキスタンとの既存の合意に含まれる2番目の原発計画に基づき、2番目の原発を建設することができるかと主張していました。

当時、チャシマに新たな原発を建設するという意図についての宣言はありませんでしたし、最終的にそのような了解もありませんでした。

2004年の適用免除を超える中国によるパキスタンにおける新たな原発の建設は、NSGのガイドラインとも中国のNSGへの義務とも両立しません。

私達は、貴国政府が、中国政府に対して、核不拡散の義務と規範に違反する方法によるパキスタンとの核取引に関与してはならないように繰り返し求めるよう要請するものです。

保障措置を受けた原子力発電所に関するインドとパキスタンに対するウランウムと核燃料の提供は、両国の核兵器用の保障措置を受けていない施設における高濃縮ウランあるいはプルトニウムの製造能力を高める効果を持ちます。2010年NPT再検討会議最終文書の行動計画35には、次のように述べられています。

「・全ての加盟国に対して、核関連取引が直接的にせよ、間接的にせよ、核兵器の、またその他の核爆発装置の開発を支援してはならず、また、そのような取引が、核不拡散条約に規定された目標と目的、とりわ

け、第1条、第2条と第3条、そして1995年の延長会議で採択された原則と目標に完全に一致することを求める。」1995年の決議には、包括的保障措置を原子力供給の条件とすることが含まれています。

全ての国連加盟国は、国連安保理決議1172を遵守することが求められています。すなわち、インドとパキスタンに、包括的核実験禁止条約(CTBT)に署名し、核兵器用の核分裂性物質の生産を停止し、そして、他の核リスクの縮小措置をとることを求める決議です。

パキスタンも、インドもともに、包括的保障措置を受けていません。また、核兵器用核分裂性物質の生産を停止しておらず、CTBTの署名もしていません。両国ともに、現在もウランウムの濃縮能力を高めています。

私達は、貴国政府に対し、いかなる国もパキスタン(あるいは、基本的核不拡散規範に反する他のいかなる国)との核取引に反対し、国連安保理1172決議に従うまで、インドとの取引を差し控えるよう求めるものです。

2010年6月17日

(訳:内藤雅義)

別的に扱う可能性のある大国への非同盟諸国の警戒感と、脱退前の非遵守問題は脱退後も責任追及されるべきだとする当然の主張が、相互理解に達していない現状がある。

変わるべき日本

政権交代した日本が、NPT再検討会議において新しい働きをすることが期待された。しかし、実際にはこれまでとほとんど変わらぬ核軍縮・不拡散外交が行われた。2つの側面から問題を指摘したい。

第1は、臨機応変な外交の不在である。日本政府とオーストラリア政府が「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)を支援した経過を基礎に、日本政府は今回の再検討会議に向けて日豪の共同提案を行った。16項目のパッケージが発表され、それが作業文書となった(本誌353号に掲載)。同号で述べたように、作業文書の内容は新味のないものであった。

しかし、それは冒頭文書であるから、手堅い提案から初めて基礎を固め、会議の動向を見ながら、効果的なタイミングで新機軸の提案を出し成果を生むという方法があってもよ

い。ところが、実際はほとんど先導的役割をすることなくそのまま終わったように見受けられる。臨機応変の対応をするには、問題に精通した政治家と現地交渉者との緊密な協議体制を会議期間中維持することが必要である。

第2は、より本質的な問題である。新機軸の提案を出しリーダーシップが求められるような領域は、ほとんど「核兵器の非人道性」への確信と、「核兵器に依存しない安全保障政策」へのシフトを念頭におく政治理念からしか生まれまいと言っても過言ではないだろう。すぐに政策転換を行う必要は必ずしもない。向かうべき方向について理念の共有が政府内で図られるかどうか重要である。(梅林宏道) **M**

注

- 1 本誌331-2号参照(09年7月15日)。
- 2 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/2010 所収。
- 3 研究はスイス外務省の委託を受けてモントレイ不拡散研究所が行った。報告書「核兵器の非正当化-核抑止の妥当性を検証する」は下記で読める。
http://cns.miis.edu/opapers/pdfs/delegitimizing_nuclear_weapons_may_2010.pdf
- 4 2と同じ。
- 5 2と同じ。
- 6 2と同じ。
- 7 たとえばエルサレム発「朝日新聞」(10年5月31日)。
- 8 外交筋の情報として「abolition-caucus」にNGO参加者が伝えた(2010年6月1日受信)。

安保理：イランに再度制裁決議

「イラン・トルコ・ブラジル」合意を活用せよ

6月9日、国連安全保障理事会は、米英仏の提案した、イランへの追加的制裁措置を含む新たな決議案を採択した(下に抜粋)¹。「対話と協調」を前面に打ち出したオバマ政権下では初のイラン制裁決議採択である。15か国のうち、非常任理事国のトルコとブラジルが反対票を投じ、レバノンが棄権した。イラン制裁決議における反対票は初めてのことであった。

検証を通じて核疑惑を払拭できるよう、過去3回の安保理制裁決議は、ウラン濃縮関連、重水関連計画等の停止をイランに求めてきた。しかし、平和利用の権利を主張するイランとの溝は埋められていない。経済制裁の強化はむしろ、イランの態度を硬化させ、多国間交渉の行方をいっそう不透明にしてきた。その背景には、4月の米「核態勢の見直し」(NPR)を含め、繰り返し示唆されている対イラン核攻撃の可能性や、西側諸国の対イラン批判がイスラエルとの二重基準であるとの途上国の根強い不満がある。決議採択後の演説で、オバマ大統領は、「(制裁が)外交の扉を閉じてしまうものではない」と対話の継続を強調した²。しかし、6月16日にはサレヒ原子力庁長官がイラン国内での研究炉増設を公表するなど、イラン側の反発は強まっている。

今回の追加制裁には、戦車、戦闘用航空機、軍艦といった主要装備のイランへの供給、販売、移転、また関連する技術訓練等の供与の禁止が初めて盛り込まれた。ロシアによる対空ミサイルシステムS300の売却見直しが一例であるように、決議はイランの戦力全体に今後相当の影響を与えてゆくと見られる。しかし一方で、こうした制裁措置が、イラン政府に濃縮活動の停止を決断させる可能性は低い。イラン核問題をめぐるこのような状況は、軍事行動は不可避であるとの議論にいずれ進みかねない危険性をはらんでいる。2012年の中東非核化会議開催を控えた今、イラン核問題の解決に向けたアプローチは根本的な見直しを迫られている。

「ジュネーブ合意」以降の動き

昨年10月1日、安保理5常任理事国、ドイツ、国際原子力機関(IAEA)は、イランとの会合において、同国内の低濃縮ウラン(LEU)1200キロをロシアに搬出し20%に濃縮、フランスで研究炉用燃料に加工してイランに供給する計画に合意した(以下、「ジュネーブ合意」)。コム近郊での濃縮施設建設の発覚という事態を受け、西側諸国とイランとの信頼構築に向けた時間的猶予を確保することを目指したものであった

【資料】

国連安保理決議 S/RES/1929 (2010)

2010年6月9日採択

安全保障理事会は、(中略)
国連憲章第7章41条の下に行動し、

1. イランがこれまでIAEA理事会の要求に応えず、また、決議1696(2006)、1737(2006)、1747(2007)、1803(2008)を遵守してこなかったことを強調する。

2. イランは、これ以上の遅滞なく、IAEA理事会決議(GOV/2006/14、GOV/2009/82)の求める措置を講じるべきであることを強調する。これは、同国の核計画が平和目的に限定されていることへの信頼を醸成し、未解決の疑義を払拭し、すべての濃縮関連活動を停止するとして義務への違反である、コムにおける濃縮施設建設がもたらした深刻な懸念に対処するために不可欠である。また、この文脈において、イランが、これ以上の遅滞なく、決議1737(2006)第2節の求める措置を講じるべきであるとの決定を強調する。

3~5. (略)

6. すべての再処理、及び重水関連、濃縮関連活動を一時停止するとの過去の決議に基づく義務にしたがい、イランは、新たなウラン濃縮、再処理、重水関連施設の建設に着手してはならず、また、進行中のウラン濃縮、再処理、重水関連施設の建設も中

断すべきことを再確認する。

7. (略)

8. すべての加盟国は、自国の領域内からあるいは自国の領域内を通過して、もしくは自国民、あるいは自国の管轄下にある個人によって、もしくは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、自国の領域を原産地とするか否かを問わず、国連軍備登録制度上で定義された戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルまたはミサイルシステム、予備部品を含む関連物質、もしくは安保理または決議1737(2006)の規定により設置される委員会(以下「委員会」)で定められた物品について、イランへの直接的あるいは間接的な供与、販売、移転が行われることを阻止すべきであると決定する。また、すべての加盟国が、自国民によって、あるいは自国の領域内から、もしくは自国の領域を通過して、当該装備及び関連物質の供給、販売、移転、供与、製造、維持、使用に関連する技術訓練、金融リソースあるいはサービス、助言、他のサービス、支援がイランに供与されることを防止することを決定する。

9. イランは、弾道ミサイル技術を用いた発射を含め、核兵器を運搬可能な弾道ミサイルに関連したいかなる活動も実施せず、加盟国は当該活動に関連するイランへの技術移転や技術援助を阻止すべくあらゆる必要な措置を講じることを決定する。

10. 11. (略)

12. 決議1737(2006)の第12、13、14、15節の規定する措置は、付属文書IIの規定するイスラム革命防衛隊(IRGC)の個人及び団体、それらの利益のために、あるいは指示の下で行動している個人や団体、また、不法な方法によるものを含め、それらが所有もしくは支配している団体にも適用されることを決定する。また、すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動もしくは核兵器運搬システムの開発に寄与するIRGCが関与する取引について監視を行うよう要請する。

13~14. (略)

15. 加盟国は、国際法、とりわけ海洋法にしたがって、旗国の同意の下、公海において船舶の検査を要求できることに留意する。また、すべての加盟国に対し、当該船舶が決議1737(2006)第3、4、7節、決議1747(2007)第5節、決議1803(2008)第8節、本決議の第8、9節で供給、販売、移転、輸出が禁じられた物品を運搬していると信ずるに足る十分な根拠がある場合は、これらの規定の厳格な履行を確保することを目的に、前記検査に協力するよう要請する。

16~28 (略)

29. 国連事務総長に対し、委員会との協議の上、当初1年間、同委員会の指揮下に、最大8人の専門家によるグループ(「専門家パネル」)を以下の任務を行うべく設置するよう要請する。(略)

30~38 (略)

(訳：ピースデポ)

が、その後イランはこの提案を拒否した³。さらに2月、イランはテヘラン研究炉(TRR)で使用するとして濃縮度20%のウラン製造の開始を発表した。

天野之弥氏の事務局長就任後初となった2月18日付のイラン問題に関するIAEA報告(GOV/2010/10)は、「未解決問題」に関して、「IAEAが、長期にわたってさまざまな情報源から入手した広範な情報」をもとに、「ミサイル搭載核の開発に関する過去あるいは現在の未公表活動の存在」への懸念を指摘し、これらの疑わしい活動が「軍関連組織が管理する」多数の核・ミサイル関連プロジェクトで構成されていると述べた。さらに、そうした活動が「04年以降も継続していると見られる」と記している。昨年8月のIAEA報告(GOV/2009/55)も同様に、IAEAは「十分に包括的で詳細な」情報を入手しているとあるが、2月報告のような記述はない。イランによる核活動継続の可能性への言及は、07年の米「国家情報評価」(NIE)⁴が示した「イランは03年に核兵器計画を中止した」との見解を塗り替えるものである。

最新のIAEA報告(5月31日付。GOV/2010/28)は、イランの製造した濃縮率約20%のウランが5.7キロに上るとした。これまでに引き続き、申告済みの核物質が軍事転用されていないことを確認しつつも、信頼醸成に向けたイランの協力姿勢が不十分であることに警鐘を鳴らした。核関連活動が継続されている可能性は、この報告でも言及された。

「イラン・トルコ・ブラジル合意」

こうした膠着状態を打開すべく、イランとの外交交渉に乗り出したのがトルコである。03年のエルドアン首相(公正発展党)の就任以来、同国は中東諸国との関係強化に舵を切り、イスラエル・シリア間の仲介努力など、中東政治での自国の存在感をアピールしてきた。

5月17日、イラン、トルコ、ブラジルの3か国は、テヘランで共同宣言⁵に署名(以下、「テヘラン合意」)した。文書は24日にIAEAに提出された。その内容は、前述の「ジュネーブ合意」と同様、イラン国内のLEUを国外搬出し、その見返りにTRR用の燃料を受け取る構想である。具体的には、①イラン

はLEU1200キロをトルコに搬出する、②「ウィーン・グループ」(米ロ仏、IAEA)は濃縮率20%のウラン120キロをイランに供給する、③交換完了までLEUはイランとIAEA監視の下、トルコ国内に置かれる、④宣言の条項が守られなかった場合、イランの要求があれば、トルコはLEUを即時かつ無条件にイランに返還する、⑤ウィーン・グループが合意すれば、イランは1か月以内にLEU1200キロを搬出する。ウィーン・グループは1年以内にイランに燃料を供給する、といった内容が盛り込まれた。

しかし、トルコらの努力に対する米国らの反応は冷やかかであった。決議採択の直前、米ロ仏3か国は、合意に対する「懸念」をIAEAに文書で提出した⁶。その内容は明らかでないが、イランが20%濃縮計画を継続する限り兵器化への懸念が解消されない点、現在のイランのLEU保有量が2トンを超えており⁷、LEU1200キロの搬出計画がイランの軍事転用のリスク低減に有効でない点、トルコに搬出されたLEUの処理などの詳細が不透明である点などが問題として挙げられたと思われる。

採択された安保理決議の前文には、テヘラン合意が「信頼醸成措置として寄与しうる」との「留意」が一文盛り込まただけである。しかし、トルコ、ブラジルの努力は、イラン問題への新しい扉を開く可能性のある重要なものである。このことについては、次号で取り上げたい。(中村桂子) **M**

注

1 これまでに採択された安保理イラン制裁決議は、1737 (06年12月23日採択)、1747 (07年3月24日採択)、1803 (08年3月3日採択)。ピースデポ刊「イアブック核軍縮・平和」08年版に抜粋訳を掲載。

2 資料4

3 新ウラン濃縮施設とジュネーブ合意をめぐる経過は、本誌340号(09年11月15日号)を参照。

4 米情報機関の総合的見解としてイラン核計画を評価した報告書。イアブック「核軍縮・平和」08年版に全訳と解説。

5 www.guardian.co.uk/に共同宣言の全文。

6 www.iaea.org/NewsCenter/MediaAdvisory/2010/MA201009.html

7 5月のIAEA報告では、2427キロ。これは原子爆弾2個の製造に必要とされる量に相当する。

【資料】

核兵器の時代に終止符を

ヤコブ・ケレンベルガー赤十字国際委員会総裁の演説 2010年4月20日、ジュネーブ

以下に訳出するのは、赤十字国際委員会(ICRC)総裁がNPT再検討会議を目前に控えた4月20日、在ジュネーブの各国外交官の前で行った公式演説のテキストである。総裁は、原爆投下直後の広島で被爆者の救援に献身した当時のICRC駐日代表マルセル・ジュノー医師の報告書を引きながら、核兵器使用の残虐性、無差別性と非人道性を指摘し、核兵器を国際人道法の名において禁止することの必要性を訴えた。

www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/html/nuclear-weapons-statement-200410

今日、核軍縮と核不拡散が、あらためて世界の緊急課題とされています。冷戦後の核兵器問題に関する久しく待望された前進のために、精力的な外交努力が払われています。

ICRCは、核兵器をめぐる議論は軍事ドクトリンやパワーポリティックスのみに基づくものであってはならないと強く確信します。核兵器の存在は、人道上の利益、自ら生み出した技術を制御する人類の力量、国際人道法が及ぶ範囲、そして人類が戦時において何を受忍、許容するのかという、

最も基本的な問いを投げかけています。

この議論の真髄は、究極的には人類そのものに関するものであり、国際人道法の基本的なルールと人類の集団的未来に関するものであるべきです。

ICRCには、この議論に参画する正統な資格があります。ICRCは150年に及ぶその歴史の中で、戦争によってもたらされた計り知れない人間的苦痛を目撃してきており、この苦痛に制限を加えるための国際人道法の可能性と力を理解しています。ICRCは

同時に、核兵器の使用の結果と、核兵器にはICRCの目指す人道支援という任務を実行不可能なものにする力が潜在していることについて、自らの証言によって問題を提起してきました。ICRC駐日代表であったマルセル・ジュノー医師は、原爆投下の影響を評価し、被爆者の救援にあたった最初の外国人医師でありました。ICRCが所蔵していたマルセル医師の論文「広島惨状」が初めて刊行されたのは1982年のことです。その中で彼は、核兵器が人類にもたした現実を次のように述べています。

「我々が(略)目にしたのは、これまで見

たことのない現実であった。町の中心は、まるで手の平のような、平坦で滑らかな白い布が当たられたようだった。そこには何も残されていなかった。人家があったというかすかな痕跡すら消え去ったように見えた。「当て布」の直径は約2キロメートルあった。その周りには、家屋が焼失したことを示す赤い帯があり、それは遠くまで広がって…町のほとんどを覆っていた。」

ジュノー医師が出会った目撃者によれば、爆発後数秒で町の中心部の通りや庭にいた数千の人々は高熱の衝撃波の直撃で小さな虫のように死んだ。他の人々は無残に焼け焦げ、毛虫のように身をよじらせて倒れた。民家や商店などは超自然的な力でなぎ倒されるように消えた。路面電車は、軽々と100ヤードも飛ばされ、列車はレールから跳ね飛ばされていた(…)。生きていたものは痛みを耐えかねて体をのけぞらせていた。」

ジュノー医師によれば、この甚大な破壊の前に医療施設も医師も物資も決定的に不足していました。広島市内の医師300人のうち270人、看護婦1700人のうち1654人、140人の薬剤師のうち127人が死亡していました。ジュノー医師が訪れた日本赤十字病院は石で建造されていたため、奇跡的にもほぼ無傷でした。しかしその医療設備は使用に耐えず、スタッフも3分の2が死亡していました。また、献血者を探そうにも、死んだり行方不明になったため輸血を行うこともできませんでした。一日目に同病院に避難してきた1000人の患者のうち600人はすぐに絶命しました。

核兵器使用がもたらした苦痛は救急・医療・救援施設の破壊によって指数関数的に増加します。のみならず、核兵器によって生じた放射線による人間への影響は、核爆発の後何年も人々を苦しめることとなります。生存者にとっては、脱水症状と消火器への損傷による下痢、致死性の感染症そして骨髄圧迫による出血が初期における生命への脅威となるものであります。これらの危機を脱したとしても、彼らはある種の癌の進行というリスクや次世代の遺伝障害という大きな脅威に直面します。こうして、時を経ても多くの生命が失われてゆきます。広島と長崎では被爆後5年間に死亡率は2~3倍に上昇しました。

核兵器による破壊能力は冷戦期間中に数千倍も高まりました。しかし各国及び国際機関による被害者救援能力はそのようには強化されませんでした。ICRCは最近、ICRCと他の国際機関による核兵器、放射能兵器、化学・生物兵器による被害者に対する救援能力に関する包括的分析を行いました。中にはその能力を持っている国があります。しかし国際的視野で見ればそのような能力はほとんど存在せず、現実的な体系的計画もほとんど存在しません。もし将来核兵器が使われたならば、広島、長崎と同じことが再現されるでしょう。

我々は今、現在の保有核兵器には広島、

長崎で使われたそれをはるかに凌ぐ破壊力があることを知っています。多くの核兵器使用シナリオによれば、人間と社会がこうむる被害は、はるかに甚大なものになるでしょう。保有核兵器の一部でさえ、もし使われたならば、環境は長期的な影響を受け、農業は成立不可能になるでしょう。これらは人類の生存にとっての深刻このうえない意味を持ちます。

ICRCは長年にわたり、核兵器、そして核兵器による民間人への脅威が国際人道法において持つ意味を熟慮しつづけてきました。1945年9月5日には、ICRCはすでに核兵器の禁止への願いを明らかにしています。そして1948年以来、国際赤十字社及び赤新月社は、国際会議を通じて大量破壊兵器一般、とりわけ核兵器の禁止を求めてきました。1950年のジュネーブ条約加盟諸国に対する書簡で、ICRCは、核時代を前に、次のよう述べました。

「(戦争には)規制のルールが必要である。とりわけ…求められるのは戦闘員と非戦闘員の区別である。核兵器と非志向性ミサイルはこの区別を不可能にする。これらの兵器は、病院、捕虜収容所、そして民間人を攻撃対象から除外しない。その帰結は無差別殺戮に他ならない。その効果はただちに発生し長期的に続くので、負傷者への接近や治療は不可能になる。このような条件を考慮すれば、どのような目的であれ、核兵器の使用を想定すること自体が法による非戦闘員の保護という試みを無意味なものにする。明文化されたものであれそうでないものであれ、法は核兵器による全面的な破壊の前では無力である」。この認識に基づき、ICRCは全ての国家に「核兵器の禁止に合意するための全ての措置」をとることを求めました。

1996年、ICRCは、国際司法裁判所が核兵器に関する勧告的意見において、国際人道法における区別と均等性の原則は「妥協の余地のない」ものであり、核兵器にも適用されるべきであるとしたことを歓迎しました。これら原則を核兵器に適用した結果として、同裁判所は「核兵器の使用は国際人道法の原則及び規則に一般に違反する」と結論づけました。さらに国家の存亡そのものがかった自衛の極端な事情の下でさえ、核兵器の使用が合法化されるか否かについては「はっきりと結論しえない」とされました。

ある状況のもとで、特定の、狭く定義されたシナリオに基づけば、核兵器が合法的に使用されうるといふ見解が支持されうると唱える人々がいます。しかし、国際司法裁判所は「…核兵器の破壊的威力は、いかなる空間及び時間に封じこめることも不可能であり…、核爆発によって放出される放射能は極めて広い地理的範囲の健康、農業、天然資源及び人口統計に影響を与える。さらに、核兵器の使用は将来の世代に対する深刻な危険をもたらす…」と指摘しました。この結論にてらした時、ICRCは核

兵器のいかなる使用も国際人道法に合致するとみなすことは不可能であると考えます。

人道機関としてのICRCの立場は、純法的分析よりも先を行くものです。それがICRCの使命でもあります。破壊力、それがもたらす筆舌に尽くしがたい被害、その効果が時間的・空間的に制御不可能であり拡大してゆくこと、環境、将来の世代、そして人類の生存そのものへの脅威となること。それが核兵器の特質であります。したがってICRCは今日、すべての国家に対して、核兵器は、使用の合法性に対する見解に関わらず、二度と使われてはならないことを再確認するよう要請します。

国際社会は、現世代と次世代のため、に核兵器を削減し、廃絶するという絶好の機会を手にかけています。2009年9月の首脳レベル会合において、国連安保理は「核兵器のない世界」という目標を支持しました。その4か月前、ジュネーブ軍縮会議は作業計画と核軍縮を含む核問題に関する全会一致の合意を達成しました。過去数十年間に政治・軍事における指導的立場にいた高名な人々が、核兵器は国家と国際の安全保障を損なうと結論づけています。オバマ大統領とメドベージェフ大統領は核兵器削減においては米ロ両国に特別な責任があることを認めました。来月ニューヨークで開かれる核不拡散条約再検討会議は、核兵器国と非核兵器国の双方が、核兵器削減を含む同条約の定める義務を完遂するための具体的計画に合意する歴史的機会を提供するものです。

ICRCの見解によれば、核兵器使用の防止には、法的拘束力を持つ国際条約によって核兵器を禁止し完全廃棄することを目標とした交渉を迫るといふ、現存する義務の完遂が不可欠です。それはまた、核兵器生産のために用いることのできる物質と技術の拡散を防止し、規制することを意味します。

マルセル・ジュノーの証言は次のような文章で始められます。「この爆弾の物理的影響は信じがたく、いかなる想定をも超え、想像を絶するものであった。その道義的影響は凄惨なものであった」。我々は、人道に関する共通の価値を否定し、国際人道法のもっとも基本的な原則に抵触し、人類の生存の持続を脅かしうるこの兵器のおそれるべき影響に対して無関心であることは許されません。

ICRCは今日、すべての国々とそれらに影響力を持つすべての人々が、核兵器の時代に終止符をうつという我々が手にした特別な機会を、とらえて手放さないと決心することの緊急性を訴えるものです。

(訳:ピースデポ)

ビキニ事件は

平和運動の原点

「核なき世界」へ



ビキニ事件・
第五福竜丸乗組員
大石 又七さん

広く知られているビキニ事件の水爆の写真は、真っ赤に燃えるように写っていますが、あれはアメリカの観測機が雲の上から撮った写真で、私が第五福竜丸の甲板から見たものはもう少し薄く見えました。第五福竜丸が被曝したのはビキニ環礁の核実験場から約160km東に離れたところです。

1954年3月1日、午前6時45分——。船室の入り口で寝ていた私は、その光で飛び起きました。少しして落ち着いたので、交代で朝食をとっている時、海底から船を突き上げるような轟音が襲ってきたのです。10分ほど経つと、すっかり夜が開け光が出ていた西の水平線に、入道雲を3つ4つ重ねたような雲が空を突いていました。それが「キノコ雲」だったのです。3万4000mまで吹き上がったというキノコ雲は、風上に居る私たちの方に向かって速いスピードで覆いかぶさってきました。それは成層圏を東に向かって流れるジェット気流に乗ったからです。

晴れていた空を曇りにしてしまい、やがて真っ白な物が空から雪でも降るかのようになくさん吹き付けてきました。それは後に「死の灰」と言われるビキニ環礁の珊瑚礁でした。死の灰は、熱くもなく、臭いもないので、知識のなかった私たちはわけがわからず、舐めたり噛んだりしました。しかしその灰には広島原爆の爆心地から800mの範囲と同程度の強い放射線量があったと言われています。その日の晩から、乗組員の身体に異常が出始めました。——それが、すべての始まりでした。その灰を日本に持ち帰ったことで、大気圏や太平洋が強力な「死の灰・放射能」で汚染されていることが分かり、日本中、世界中が大騒ぎになった政治がらみの大事件に発展しました。私たち乗組員は、1年2か月の入院生活の後、全員そろって退院しました。

当時、広島・長崎の被爆者も、偏見や差別から逃れるため全国に散り、身を隠すように暮らしていました。しかしビキ

ニ事件をきっかけに核兵器や放射能の実態がわかってきたことで結集し、運動へと立ち上がりました。それとは対照的に、私たちビキニの被爆者はそこから身を隠したのです。私も差別や偏見の目を逃れるために東京の人ごみに隠れました。その間にも乗組員の仲間たちは一人、またひとり次々と死んでいき、私にも不幸が襲いました。第一子は死産で奇形がありました。私は癌も発病しましたが奇跡的とも言える運に恵まれ、今はたくさんの薬に助けられながら命をつないでいます。

この間にも核実験はますます繰り返され、広島型原爆の数十倍とも言われる核弾頭が2万3000発も出来上がってしまい、ボタン一つで相手国を攻撃できるという形で人類を脅かしています。このままでは人類が大変なことになる、ビキニ事件が伝えたあの「死の灰・放射能」の怖さを伝えなくてはならない、そして、被爆者としても認められず苦しみながら死んでいった仲間のことも伝えなければ、私は、あまりにも哀れだと思うようになりました。

私の発言は平和運動というより、悔しさと怒りから出てきた日米政府に対する訴えです。以来、学校で子どもたちに伝え、東京の第五福竜丸展示館や全国各地の様々なところで伝えるようになりました。

この5月、NPT(核不拡散条約)再検討会議に合わせてニューヨークへ行きました。ビキニ事件を知らないというアメリカの人々に、核兵器の本当の恐ろしさを伝えなければならなかったのです。核兵器は賛成する者も、反対する者も関係なく滅ぼすものだとことを知ってもらわなければなりません。私は今回のニューヨーク集会の参加で、一番印象に残ったのはアメリカ人被爆者のクローディア・ピーターソンさんの証言でした。ピーターソンさんは、ネバタ核実験場の風下に住んでいる人で、お子さんや両親、兄弟を癌でなくし、涙を拭きながら訴えていました。

ただそれに対して、アメリカ政府の対応が日本政府が私たちにやってきていることにあまりにも似ていて驚きました。実験しているアメリカが自国民を無視した態度で扱っていることを聞き、どこの国の政治家もこの件については同じなのかと非常に腹が立ちました。

5月2日のマンハッタンのデモでは、第五福竜丸の大漁旗を持って歩きました。ビキニ事件を知ってもらうための英語のチラシを作って持って行きました。核兵器は人類と共存できないものです。一刻も早くこの地球上から取り除きましょう。

03年に出版した『ビキニ事件の真実』が英訳され、ハワイ大学からアメリカに向けて出版されます。向こうでも著名なリチャード・フォークさん(米プリンストン大学名誉教授)が前書きを書いて下さいました。アメリカにビキニ事件が伝えられ、核兵器廃絶の一翼を担ってくれればと願っています。(談:まとめ:塚田晋一郎、写真:松長怜美)

おおいし・またしち

1934年、静岡県榛原郡吉田町生まれ。48年、14歳で漁師に。54年3月1日、第五福竜丸での5度目の航海中、太平洋ビキニ環礁で米国の水爆実験で被曝。東京でクリーニング店を営みながら、体験談を語り、核廃絶・平和を願いながら活動を続けている。著書に『死の灰を背負って』(新潮社)、『ビキニ事件の真実』(みすず書房)、『ビキニ事件の表と裏』(かもがわ出版)など。

日誌

2010.6.6~6.20

作成：塚田晋一郎、新田哲史

ACA=(米)軍備管理協会/EU=欧州連合/IAEA=国際原子力機関/NSG=核供給国グループ/SCO=上海協力機構

- 6月8日 菅直人首相が就任。新内閣発足。
- 6月9日 国連安保理、イランに対する追加制裁決議を採択。(本号参照)
- 6月10日 IAEA、定例理事会で、イスラエルの核能力に関する問題を91年以来、19年ぶりに議題に。
- 6月10日 韓国初の人工衛星ロケット「羅老(ナロ)号」、「羅老宇宙センター」から打ち上げ、失敗。
- 6月11日 IAEA定例理事会、閉幕(7日~)。天野事務局長、「イランの核開発計画には、軍事的側面に関連している可能性がある問題も含まれており、特別なケースだ」と述べる。
- 6月11日 SCO首脳会議、タシケントで開催。安保理制裁を受けている国や紛争に関わる国の正式加盟を認めない方針を決定。
- 6月11日 プーチン・ロ首相、対空ミサイル「S300」のイラン引き渡しを凍結する意向を示す。
- 6月11日 ゲーツ米国防長官、イランは早ければ1年以内に核兵器の開発に十分な濃縮ウランを手にする可能性があるとの見方を示す。
- 6月11日 ミャンマー軍事政権、同国が北朝鮮の協力で核兵器開発を進めているとの疑惑を否定するプレス声明を発表。
- 6月11日 韓国「参与連帯」、哨戒艦「天安」沈没事件で、合同調査団報告に疑問を呈する文書を安保理理事国等に送付。韓国外交通商省は「わが国の外交努力を阻害するもの」と批判。
- 6月13日 イランの天然ガスをパキスタンへ

- 運ぶパイプライン建設計画で、両政府は、14年から供給を開始するとの契約に正式調印。
 - 6月14日 哨戒艦沈没事件に関する安保理非公式会合開催。韓国と北朝鮮がそれぞれ事件について説明。
 - 6月15日 ロシア新型原潜「セヴェロドヴィンスク」進水式。メドベージェフ大統領が参加。
 - 6月15日 中国空軍筋、同国が空軍と宇宙開発を統合した「空天一体」戦略を策定し、「宇宙軍」創設準備を本格化させていると明らかに。
 - 6月15日 北朝鮮のシン国連大使、国連本部で記者会見し、韓国哨戒艦沈没事件に関し、改めて同国の関与を否定。
 - 6月16日 サレヒ・イラン原子力庁長官、新原子炉設計を開始することを明らかに。5年以内に稼働予定。国営イラン通信。
 - 6月16日 米財務省、イラン国営郵貯銀行や革命防衛隊の航空部隊とミサイル部隊などを新たに金融制裁の対象に追加。
 - 6月17日 EU首脳会議、イランに対し、石油・ガス分野へのEU独自制裁を科すことで合意。
 - 6月17日 ロシア外務省、EUのイラン制裁措置について「安保理を超越しようとする受け入れ難い試み」との批判声明。
 - 6月17日 民主党、参院選マニフェストを発表。「北東アジア地域の非核化」を盛り込む。
 - 6月17日 ミシンクタンクACA、中パの核協力をNSG総会で問題提起するよう求める書簡をNSGの46か国に送付。(本号参照)
 - 6月18日 インド、東部オリッサ州で核弾頭搭載可能な国産地对地ミサイル「プリトビ2」の発射実験に成功。PTI通信。
 - 6月19日 アフガニスタンのカルザイ大統領、広島平和記念公園を初訪問。「核兵器の使用はいかなる理由があっても正当化できない」と記帳。
- 沖縄**
- 6月7日 米ホロマン基地所属のステルス戦闘機F22Aラプター2機、嘉手納基地に飛来。4か月間配備される12機が揃う。
 - 6月7日 那覇市議会、普天間基地の辺野古移設を明記した「日米共同声明」の撤回を日米両政府に求める意見書を全会一致で可決。

- 6月7日 東村高江ヘリパッド建設問題で、仲井真知事と同区区議員が、同区公民館で初の意見交換会。知事は「皆さんと一緒にやってやることを精いっぱいやる」と述べる。
- 6月8日 菅内閣が発足。普天間基地の辺野古移設を定めた日米共同声明を踏襲する方針。
- 6月8日 仲井真知事、菅首相による日米合意の踏襲に対し「できないものは意味がない。実現可能性があるのか」という話だ」と述べる。
- 6月8日 稲嶺名護市長、普天間基地の辺野古移設は「今の状況でまったく受け入れられないし、実効性はゼロだ」と述べる。
- 6月11日 菅首相、衆院本会議で所信表明演説。沖縄の過重な基地負担に対し「感謝の念を深めることから始めたい」と述べる。
- 6月11日 在沖米軍、飲酒運転による事件多発を受け、すべての軍人に対し、午前0時以降の基地外での飲酒を禁止する措置を開始。
- 6月15日 仲井真知事、首相官邸で菅首相と会談。普天間基地の辺野古移設に関し、「実現は極めて厳しい」と伝える。
- 6月16日 県議会、「嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター爆弾の使用等に関する意見書・抗議決議」を全会一致で可決。
- 6月16日 民主党、参院選マニフェストで、普天間問題は日米合意の履行と共に、「沖縄の負担軽減に全力をつくす」とする。
- 6月17日 在沖海兵隊所属のCH46中型輸送ヘリ1機、宜野座村松田の海岸に不時着。
- 6月17日 那覇空港に着陸した空自F15のタイヤがパンク。那覇空港に離着陸する民間機6便に行き先変更や遅延の影響。
- 6月18日 ルース駐日米大使が来県、県庁で仲井真知事と会談。知事は普天間基地県内移設は極めて困難との考えを伝える。
- 6月20日 米ロサンゼルス級原潜「ヒューストン」、ホワイトビーチに寄港。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会
- ICRC=赤十字国際委員会
- LEU=低濃縮ウラン
- NATO=北大西洋条約機構
- NIE=(米)国家情報評価
- NPR=(米)核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- NSG=核供給国グループ
- TRR=テヘラン研究炉



「核軍縮・平和2009-10」—市民と自治体のために

会員価格1500円／一般価格1800円 (+送料)

●特集：「核兵器のない世界」へ
 ■ 48のキーワード
 ■ 42の一次資料
 ■ 市民と自治体でできること

監修：梅林宏道 / 発行：NPO法人ピースデポ
 発売元：高文研 / A5版、320頁

★ご注文はピースデポHP・メール・FAXで!

好評発売中!
(5月15日発行)

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、新田哲史、塚田夢笙、津留佐和子、内藤藤義、中村和子、松長怜美、梅林宏道